特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	予防接種の実施等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	予防接種を実施する上で、発行誤り（対象者間違いなど）による個人情報漏えいのリスクが考えられるが、母子健康手帳や保険証の提示にて、対象者であることの確認や履歴の確認を徹底して行う。 また、誤送付による個人情報流出のリスクに関しては、対象者名簿と予診票の付き合わせを確実に行うようにする。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施等に関する事務
②事務の概要	ア　事務の説明 　市が実施している予防接種について、各種予防接種の実施後は、住民基本台帳システムとの連携等により個人番号を取得して、管理する。 イ　特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 　霧島市は、予防接種法、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施の指示に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ・予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・健康管理システム健康かるて ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項　別表14の項 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、27の項、28の項、29項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	保健福祉部健康増進課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2161
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[○]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	霧島市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末。職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において、離席時のログアウト徹底やログインID、パスワードの管理徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	Ⅰ-5-②所属長	保健福祉部健康増進課長　隈元　悟	保健福祉部健康増進課長　林　康治	事後	平成27年4月1日人事異動
平成28年3月31日	Ⅱ-1　対象人数	2014/10/1	2016/1/7	事後	
平成28年3月31日	Ⅱ-2　取扱者数	2014/10/1	2016/1/7	事後	
平成28年12月28日	I-1-②　事務の概要	・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うため、支給を受ける者が請求する際の手続	・予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 ・他の法令による給付との調整 ・健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 ・実費の徴収	事後	追加
平成28年12月28日	Ⅰ-3　法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項　別表第1の10の項 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 予防接種法施行令第6条の2、第10条、第12条、第13条、第19条 予防接種法施行規則第2条の7、第4条、第10条から第11条の31まで	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項　別表第1の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 予防接種法施行令第6条の2、第10条、第12条、第13条、第19条、第33条 予防接種法施行規則第2条の7、第4条、第10条から第11条の31まで	事後	
平成28年12月28日	Ⅰ-4-②　法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号、　別表第2の17の項、同18の項、同19の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号、　別表第2の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条　別表第2の16の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	事後	平成27年9月9日法律第65号による改正に伴い、16の2項を追加
平成29年3月31日	Ⅰ-3　法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項　別表第1の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 予防接種法施行令第6条の2、第10条、第12条、第13条、第19条、第33条 予防接種法施行規則第2条の7、第4条、第10条から第11条の31まで	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項　別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成28年3月31日	Ⅱ-1　対象人数	2014/10/1	2016/1/7	事後	75,793人
平成28年3月31日	Ⅱ-2　取扱者数	2014/10/1	2016/1/7	事後	44人
平成30年3月31日	I-1-②　事務の概要	・予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 ・他の法令による給付との調整 ・健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 ・実費の徴収	・予防接種の実施 ・予防接種の実施の指示に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 ・予防接種法第28条の実費の徴収に関する事	事後	(H29改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	Ⅱ-1　対象人数	2017/3/17	2018/1/17	事後	98,988人
平成30年3月31日	Ⅱ-2　取扱者数	2017/3/17	2018/1/17	事後	58人
平成31年3月31日	I-1-②　事務の概要	・予防接種の実施 ・予防接種の実施の指示に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 ・予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務	・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施の指示に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ・予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務	事後	追加
平成31年3月31日	Ⅰ-3　法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号、　別表第二の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条　別表第二の16の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号、　別表第二の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条　別表第二の16の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	事後	
平成31年3月31日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	保健福祉部健康増進課長　林　康治	保健福祉部健康増進課長	事後	
平成31年3月31日	Ⅱ-1　対象人数	2018/1/17	2019/3/5	事後	58,394人(消除者含まず)
平成31年3月31日	Ⅱ-2　取扱者数	2018/1/17	2019/3/5	事後	63人
令和2年3月31日	Ⅱ-1　対象人数	2019/3/5	2020/1/16	事後	58,703人(消除者含まず)
令和2年3月31日	Ⅱ-2　取扱者数	2019/3/5	2020/1/16	事後	53人
令和2年3月31日	Ⅳ　リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	8．監査 「内部監査」	8．監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月3日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	霧島市は、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	霧島市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事後	追加
令和3年3月3日	Ⅰ-1-② 事務の概要	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、予防接種法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。	事前	追加
令和3年3月3日	Ⅰ-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条、第46条	事前	追加
令和3年3月3日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号、 別表第二の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条 別表第二の16の2項、同16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号、 別表第二の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条 別表第二の16の2項、同16の3項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事前	追加
令和3年3月3日	Ⅱ-1 対象人数	2020/1/16	2020/12/22	事後	59,847人(消除者含まず)
令和3年3月3日	Ⅱ-2 取扱者数	2020/1/16	2020/12/22	事後	53人
令和3年3月3日	Ⅳ-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	錯誤
令和3年8月3日	Ⅰ-1-② 事務の概要	ア 事務の説明 市が実施している予防接種について、各種予防接種の実施後は、住民基本台帳システムとの連携等により個人番号を取得して、管理する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特	ア 事務の説明 市が実施している予防接種について、各種予防接種の実施後は、住民基本台帳システムとの連携等により個人番号を取得して、管理する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特	事前	追加
令和3年8月3日	Ⅰ-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・健康管理システムTIARA ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・健康管理システムTIARA ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	新型 コロナウイル ス 感染症対策に係る予防接種 事務におけるワクチン接種記録 システム（VRS）が使用されることによる追加
令和3年8月3日	Ⅰ-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条、第46条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 番号法第19条第6号、同条第16号（当該号は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会を行う場合のみ） 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条、第46条	事後	新型 コロナウイル ス 感染症対策に係る予防接種 事務におけるワクチン接種記録 システム（VRS）を 用いた情報提供・照会が開始されたことによる根拠法の追加（番号法第19条に係る号番号については、令和3年9月1日に施行される当該法の改正に伴う変更に対応済。）
令和3年8月3日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号、 別表第二の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条 別表第二の16の2項、同16の3項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号、 別表第二の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2項、同16の3項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年8月3日	Ⅱ-1 対象人数	2020/12/22	2021/6/22	事後	111,176人
令和3年8月3日	Ⅱ-2 取扱者数	2020/12/22	2021/6/22	事後	65人

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月3日	Ⅲ　しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断の再実施
令和3年8月3日	Ⅳ-1　提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重点項目評価書の追加
令和3年8月6日	Ⅰ-1-②　事務の概要	ア　事務の説明 　市が実施している予防接種について、各種予防接種の実施後は、住民基本台帳システムとの連携等により個人番号を取得して、管理する。 イ　特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 　霧島市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施の指示に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ・予防接種法第28条の実費の徴収に関する事	ア　事務の説明 　市が実施している予防接種について、各種予防接種の実施後は、住民基本台帳システムとの連携等により個人番号を取得して、管理する。 イ　特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 　霧島市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施の指示に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ・予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務	事後	追加
令和3年8月6日	Ⅰ-1-②　事務の概要	・新型コロナワクチン接種 記録システム VRS へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を 行う。	・新型コロナワクチン接種 記録システム VRS へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を 行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	追加
令和3年11月11日	Ⅰ-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・健康管理システムTIARA ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・ワクチン接種記録システム（VRS）	・Acrocity行政基本 ・健康管理システムTIARA ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・ワクチン接種記録システム（VRS） ・サービス検索・電子申請機能	事前	追加
令和3年11月11日	Ⅰ-5-① 部署	保健福祉部健康増進課	保健福祉部健康増進課、保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課	事前	追加
令和3年11月11日	Ⅰ-5-② 所属長の役職名	保健福祉部健康増進課長	保健福祉部健康増進課長、保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	事前	追加
令和3年11月11日	Ⅰ-8 連絡先	保健福祉部健康増進課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2161	保健福祉部健康増進課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2161 保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1933	事前	追加
令和4年3月1日	Ⅱ-1　対象人数	2021/6/22	2021/12/28	事後	113,485人
令和4年3月1日	Ⅱ-2　取扱者数	2021/6/22	2021/12/28	事後	77人
令和4年3月1日	Ⅳ-5　特定個人情報の提供・移転	[　]提供・移転しない [十分である]	[○]提供・移転しない [　　]	事後	錯誤
令和5年3月1日	Ⅱ-1　対象人数	2021/12/28	2023/1/26	事後	113,000人
令和5年3月1日	Ⅱ-2　取扱者数	2021/12/28	2023/1/26	事後	70人
令和6年3月1日	Ⅱ-1　対象人数	2023/1/26	2024/1/1	事後	120,000人
令和6年3月1日	Ⅱ-2　取扱者数	2023/1/26	2024/1/1	事後	71人
令和6年3月1日	Ⅰ-1　システムの名称	・健康管理システムTIARA	・健康管理システム健康かるて	事前	変更
令和7年3月31日					評価の再実施
令和7年3月31日	Ⅰ-1　事業の概要	・概要の内容「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び」「・新型コロナワクチン接種 記録システム VRS へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を 行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。」	削除	事後	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、予防接種法のB類で予防接種を実施することに伴う削除
令和7年3月31日	Ⅰ-1　システムの名称	・ワクチン接種記録システム（VRS）	削除	事後	システム使用が終了したため削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I-3 法令上の根拠	・番号法第19条第6号、同条第16号（当該号は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会を行う場合のみ） ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条、第46条	削除	事後	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、予防接種法のB類で予防接種を実施することに伴う削除
令和7年3月31日	I-5 評価実施機関における担当部署	保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課	削除	事後	課の再編により健康増進課へ移管されたため削除
令和7年3月31日	I-5 評価実施機関における所属長の役職名	保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	削除	事後	課の再編により健康増進課へ移管されたため削除
令和7年3月31日	I-8 特定個人情報ファイルに関する問合せ	保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1933	削除	事後	課の再編により健康増進課へ移管されたため削除
令和7年3月31日	II-1 対象人数	2024/1/1	2025/1/1	事後	74,000人
令和7年3月31日	II-2 取扱者数	2024/1/1	2025/1/1	事後	86人
令和7年3月31日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断の再実施
令和7年3月31日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	対象者数が10万人未満であり、かつ、取扱者数500人未満で、過去１年稲に重大事故の発生がないため基礎項目評価のみとなる
令和7年3月31日	Ⅰ-3 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号、 別表第二の25の項、同26の項、同27の項、同28の項、同29項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月31日	Ⅰ-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】番号法第19条第8号、 別表第二の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2項、同16の3項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の25の項、同26の項	事後	番号法改正に伴う変更